

現在の「施設整備事業を推進するための基本的な指針」 からの内容の変更等について

平成 23 年 8 月 5 日
総合通信基盤局
電気通信事業部高度通信網振興課

1 基本指針の概要

「電気通信基盤充実臨時措置法」(平成 3 年法律第 27 号。以下「基盤法」という。)第 3 条第 1 項の規定に基づき定めた「施設整備事業を推進するための基本的な指針」(平成 3 年郵政省・労働省告示第 1 号。以下「基本指針」という。)は、基盤法の趣旨、目的を敷えんとともに、基盤法第 2 条で定義する「施設整備事業」(①高度通信施設整備事業、②信頼性向上施設整備事業、③高度有線テレビジョン放送施設整備事業)について、その事業の実施に関する基本的な方向、内容等を明らかにしたものである。

2 変更する内容等

第 177 回国会(常会)において、「電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律」(平成 23 年法律第 59 号)が平成 23 年 5 月 26 日に成立し、同年 8 月 31 日に施行されることから関係告示を整備するもの。

同法では、光ファイバの利用を促進するため、整備促進措置の対象である高度通信施設について、デジタル方式による動画像を送信する役務の提供が可能な電気通信設備(高度な通信教育、遠隔医療等に用いられる設備)が追加された。

本改正に伴い、基本指針において以下の設備を追加することとする。

なお、基盤法に基づき当該設備を取得等した場合には、法人税及び固定資産税に係る税制支援(平成 23 年度税制改正によるもの)の対象となる。

施設整備事業の種類	追加する設備
高度通信施設整備事業	・ ファイアーウォール装置 ・ ルーター又はスイッチ ・ サーバー用の電子計算機(これと同時に設置する当該電子計算機の記憶装置にあらかじめ書き込まれたサーバー用のオペレーティングシステム、附属の補助記憶装置又は附属の電源装置を含む。)

また、上記のほか、形式的修正を行うとともに、告示の内容を改める方式としては、共同告示である基本指針を廃止し、新たに総務省単独告示として、施設整備事業を推進するための基本的な指針を制定するものである。

その他、基盤法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく施設整備事業の実施計画の認定等に係る手続についての制定の要望を勘案し、基本指針の改正と併せて基盤法第 4 条及び第 5 条の規定に基づく実施計画の認定等に関する手続を定める告示を新たに制定する。